

平成28年度第1回青梅市行財政改革推進委員会議事概要

1 日時

平成28年7月27日(水) 午前8時58分から午前11時21分

2 場所

青梅市役所 2階 203会議室

3 出席者

[出席委員]

榎本晶夫委員	押切重洋委員	嶋崎雄幸委員
水村美穂子委員	菊池一夫委員	長澤陽祐委員
浅見定由委員	永井寅一委員	布谷和代委員

[出席青梅市職員]

浜中青梅市長以下11名

4 議事概要

(1) 市長あいさつ

(2) 委員長あいさつ

(3) 平成28年度青梅市当初予算の概要について

【新居財政課長】

(4) 青梅市行財政改革推進プラン(平成28年度改定版)取組状況について

【清水行政管理課長】

(5) 視察について

【 ” ” 】

(6) 今後のスケジュールについて

【 ” ” 】

(6) その他

5 主な質疑・意見等

○平成28年度青梅市当初予算の概要について

《質疑》

- [Q] 人件費の説明の中で地域手当が12%から15%になったということだが、地域手当は上乘せされるということか。
- [A] そのとおりである。
- [Q] モーターボート競走事業会計は、地方公営企業法の財務適用により、収益事業特別会計から移行とあるがどうしてそのようになったのか。
- [A] 全国の24競艇場の内かなりの施行者で公営企業法の適用を進めてきている中で、上部団体などでも積極的に推進していくという方針があり、全部適用ではなく経理関係の一部適用を本年度から始めたという経緯である。
- [Q] 特定目的基金の収益事業財政運営基金に1,979,029千円の平成27年度末残高（見込み）とあり、平成28年度には全額取崩し額となっているがどのような目的でそうしたのか。
- [A] 公営企業法にその経理を移したことで基金を全部取り崩し、いわゆる経理上の未処分利益剰余金というような自由に使えるようなかたちの現金に組み替えたということである。
- [Q] 財政を豊かにするためには企業の活動や事業所が多いということが一番だと思うが、その中で企業誘致をするということだが今年青梅に何件位来ていただこうとしているのか。
- [A] 企業誘致条例に適用されている奨励金が現在のところ三件である。
- [Q] 主な新規施策とあるが、地方創生総合戦略事業として位置付けられたもので特に重点的に計上したものがあれば教えていただきたい。
- [A] 総務費において「日本ケミコン跡地の利活用方策」ということでは、東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想の策定。「中心市街地活性化事業」の一環で青梅駅前地区市街地再開発事業推進計画の策定および青梅駅前地区市街地再開発準備組合への支援。
- 民生費においては、「子育て支援」という観点から子育てひろば事業および短期臨時学童保育、民間学童保育施設費助成、学童保育所施設整備。
- 労働費、農林業費、商工費においては、梅の里再生事業および女性再就職・若年者就業アシスト事業、農商工等産業連携事業補助金等。
- [Q] 総務費の中心市街地活性化に関する補助金の規模はどのくらいか。また、実際にビルの建築等を行うのか。
- [A] 平成28年度予算における中心市街地活性化については、中心市街地活性化協議会への運営費の補助金が4,000千円、青梅駅前地区市街地再開発準備組合への補助金が1,198千円である。ビルの建築等については、市が施工するというわけではない。

《意見・要望》

- ・税の徴収などの窓口業務において、基本的な知識を持った上で市民と対応するということが必要である。
- ・中心市街地活性化計画については、青梅・東青梅地区と対象地域が広すぎるので問題があるのではないかと思うので、川越のように計画地域を狭めることが大事ではないか。
- ・中心市街地活性化計画はどちらかというとなり業者に対する支援だと思うが、より優先すべきことは買い物難民に対して支援をすることではないか。

○青梅市行財政改革推進プラン(平成28年度改定版)取組状況について

《質疑》

- [Q] No.9「青梅市債権管理適正化に関する指針にもとづく適正な対応」とあるが、これは滞納者への対応等をもっと厳しくするということか。
- [A] 債権には税金などの公債権の他に、学童保育料や給食費、市営住宅使用料等の公の法律で決められていない私債権がある。私債権は一定の基準がなく民法上の適用になるので、その債権を管理していく上でも一律の管理方法を決め簡素化、合理化をしていきたい。また、徴収努力についても一定の基準のもとに一定の内容で全課行っていきたい。そのために条例の制定を行うということである。
- [Q] 昔は学校給食費用を地域の子供会で集め100%集めたという実績もあるので、そういうことを踏まえて何かをやらないと徴収は難しいのではないか。
- [A] 現在は学校給食会というところで処理をしている。校長の会計に基本的には保護者の方から給食費を納めていただくようになっている。給食袋で一人ひとり持ってきてもらうのが一番効果があると思われるが、諸課題があり難しいと考える。
- [Q] No.13「学校給食費収納率の向上」の27年度に「公会計制度導入の可否を判断する」とあるが、なぜ学校給食の中に公会計が出てくるのか。
- [A] 現在は学校給食会が給食費の徴収を行っており、理事長が教育長であるので訴えを起こすことは出来ない。確実に徴収するために法律に基づいて訴えを起こすには市長でなければ出来ないので公会計(市の会計)にするという考えで記載をした。
- [Q] 義務教育は無料でやるべきだから給食費は払いたくないという人が結構集まっている地域があると聞いたが、給食費の未納の方は地域性があるか。
- [A] 地域は把握していないが、100%徴収に向けて学校長には努力していただいている。
- [Q] No.25「適正な定員管理の推進」の27年度に「再任用職員については、必要な人員を確保することが出来なかった」と書かれているが、その要因は待遇の問題か。
- [A] 再任用を希望しない定年退職者に理由を尋ねると、民間への就職や親の介護等の家庭の事情などであり、特に待遇面での話はない。
- [Q] 市営住宅使用料の滞納について、一番高額滞納額と最長の滞納期間を教えてください。
- [A] 一番高額滞納額が330万円、最長の滞納期間が94か月である。

[Q] 債権回収を各課で行うのか一本化して専門部署をつくって行うのかなど、債権回収のための組織は何か見直し等をしているのか。

[A] 組織の見直し等も行う予定であり、各課から要望等を出していただいている。その中でこれから検討を始めるところである。

[Q] No.12「市営住宅使用料収納率の向上」の取組内容の中で滞納繰越分の収納率が27年度は26年度の倍以上に増えているがなぜか。

[A] 要因としては大口の支払いがあったということ。その他には弁護士徴収委託に変更したことである。

[Q] 弁護士徴収委託料が債権回収額よりも高くなっては元も子もないが、実際に弁護士徴収委託にして費用対効果はあったのか。

[A] 債権回収が無ければ支払いはなく、委託料については成功報酬となっている。

《意見・要望》

・自分のところではその手術は出来ないから他の病院を紹介しますというような市民にやさしい病院運営を含めて、No.47「病院事業サービスの向上」の中の年次計画にある診療の質の向上を考えて欲しい。

・がん患者等が救急での対応に困らないよう、病院としては早目にインフォームド・コンセントしておくことも大事だと考える。

・診療時間外に調子が悪くなった際、何科はどこの病院で診てくれるというような一覧表があると市民は分かりやすいのではないか。

○今後のスケジュールについて

《質疑》

[Q] 提言というのは、行財政改革推進プランの平成29年度版について提言をするということか。

[A] 市が策定する30年度から5か年のプランに向けて委員会として提言をするということである。

《意見・要望》

・委員会としても行財政改革推進プランに出来るだけ提言を反映して欲しいと思う。また、提言を反映した行財政改革推進プランの項目は、これまで総務部がやってきたように、形式論で実質的に無視するのではなく、実現にしっかりと取り組んでほしい。

・提言とするためにはこれをやりたいということだけでなく、背景になることも踏まえて具体的にこういうことをしたいという提案でないと、受け止める側も困ってしまうところがあるかと思う。

○その他

[Q] 東京都の医療区は5年ごとに見直しがあり、30年から医療区の変更が出来る可能性があると思うので、市から東京都に申し出ていただき、医療区が変更されれば出来ない治療があるという問題はあまりお金をかけずに解決するのではないか。

[A] 委員が言う「医療区」は東京都の保健医療計画の中の「医療圏」のことだと思われる。これは東京都で懇談会をつくり協議されており、市民の方もパブリックコメントが出来る。いろんな方面の代表が参画してやっているところであるので、市が意見をするのは難しい。

[Q] 青梅線沿線の各市は大体二つのホールをもっている。東青梅に小さいホールをつくりいずれ市民会館を建て替えるのではと思ったら、市民会館を廃止するという話になった。市民の文化活動と関係なく市民不在で財政の都合だけでことが運んでしまっているのではないか。

市民ホールがない期間が長いこと続くことになるのになぜ市民会館を廃止してしまうのか、あるいは市民会館を廃止するのであれば、文化活動に影響のないようになぜ市民ホールを早くつukれないのか。

[A] 市民会館については、国の法律や東京都の条例により民間の沿道建築物に対しても耐震診断、耐震補強を市として要請している立場であり、市の公共建築物を放置するのは良くないということがある。

また、災害が起こった時に人災になってしまうリスクと皆さまの文化活動を一時的に御不便をおかけする部分で苦渋の決断をし、取り壊すこととした。市民会館については、公共施設の再編の議論の中で従前から検討してきたものであり、将来的には周辺の施設と複合化をしてランニングコストを下げ建てるということである。市民会館の方針を固めたので、新市民ホールについても事業を加速化しなければいけないと考える。

[Q] 若い人口が増える一つの起爆剤として、河辺地域に公団住宅がたくさんあるが、公社等と共同でリノベーションを進めることは出来ないのか。

[A] 民間に対して市が補助金を出してそのような制度を設けるかということになると思われるので、地権者の問題や多額の税金を新規施策として投入することがいいのかどうかという課題がある。

《意見・要望》

・課の重要な仕事は係長がやり、それを補完するのが主任である。だから係長よりも主任が多い訳がないのに主任が何倍の人数もいるという問題がある。結果として青梅市の組織はフラットではなくなってきた。

・脳梗塞は、発症後4.5時間以内のt-PAという静脈注射で血栓を溶かす効果がおき、使用者の30%位に効果があるようである。効果がないときは血栓が脳に残り大きな障害をおこすが、その場合に8時間以内に血管内治療をやれば比較的小さい障害ですむということである。急性期治療を左右するのは救急隊が一つの要素である。23区や立川から向こうの都市部では、この時間にどこの病院で対応可能かが分かる救急端末が普及しているが、青梅の消防署では救急隊が電話確認の上で連れて行くようであり、ロスが多いと思うので改善して欲しい。

・中心市街地活性化計画では、市民ホールをつくるのに、平成29年度に事業に着手し、33年度に完成とされているが、短期間に完成させることは無理ではないか。市財政の制約か

ら、このホール建設を仮に PFI で実現するためには相当時間がかかる。従ってその場合には、多くの市民の迷惑を考慮して、一般的な事業の進め方でなく、ディベロッパーとの共同事業のような形で、速やかに合意形成等に取り組んでもらいたい。

(注) PFI : 民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。例えば民間ディベロッパーにお金を出してもらい、場合によっては管理も委ねてホールとビルを一体的に作る等。